

決議第8号

議会活性特別委員会設置に関する決議

上記の議案を會議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年9月28日提出

読谷村議會議長 伊波 篤 殿

提出者

読谷村議會議員 比嘉幸雄

賛成者

読谷村議會議員 仲眞朝雄

読谷村議會議員 與那霸沙姫

読谷村議會議員 山内政徳

読谷村議會議員 上地利枝子

読谷村議會議員 岸本大二郎

読谷村議會議員 當間良史

決議第8号

議会活性特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会活性特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会活性特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第3条
- 3 目 的 議会の活性に関する事項について協議、検討する。
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中も、なお調査を行うことができる。

(提案理由)

地方分権が推進されるなかで、首長と等しく二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代表する議会として、住民意識の多様化、行政運営の変化に対応するためには、議会の機能を時代に合わせて再検討し、充実、発展させていく必要があるとの共通認識のもと「議会活性特別委員会」を設置する。